令和２年度「過重労働解消キャンペーン」の概要

（参考資料２）

１　ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

２　経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、要請をします。

３　香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

４　重点監督を実施します(今回発表)

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに重点的な監督指導を行います。

５　電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

○受付日時　　：　11月１日（日）9:00～17:00

○フリーダイヤル：　０１２０-７９４(なくしましょう)-７１３(長い残業)

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア　最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間　平日８：30～17：15）

イ　労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル]０１２０-８１１(はい！)-６１０(労働)

[相談受付時間] 月～金　17：00～22：00、土日・祝日　９：00～21：00

[URL] https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

ウ　労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

６　過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月から 12 月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します(無料でどなたでも参加できます。)。

[専用ホームページ] https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html

７　「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場（東京は２会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○実施日時　：　11 月 27 日（金）14：00 から 16：00

○開催場所　：　かがわ国際会議場（高松シンボルタワー　タワー棟６階）

○内容　　：　弁護士による基調講演、遺族からの声

［参加申込方法］　事前に下記ホームページからお申込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/